

小牧岩倉衛生組合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

平成 2 8 年 3 月 2 4 日

小 牧 岩 倉 衛 生 組 合

管理者 小牧市長 山下史守朗

小牧岩倉衛生組合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 2 7 年法律第 6 4 号。以下「法」という。）第 1 5 条に基づき小牧岩倉衛生組合が策定する特定事業主行動計画である。

1. 計画期間

本計画は、平成 2 8 年 4 月 1 日から平成 3 3 年 3 月 3 1 日までの 5 年間とする。

2. 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

本組合では、小牧市・岩倉市の両市に関する一般廃棄物処理施設の設置及び維持管理並びにこれらに附帯する事務を行う特殊性を考慮の上、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、「小牧岩倉衛生組合女性職員活躍推進委員会」を設置し、本計画の策定・変更、本計画に基づく取り組みの実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価について協議を行う。委員会は、小牧岩倉衛生組合事務局長を委員長とし、総務課長、業務課長、女性職員 1 名を委員とする。また、事務局を総務課庶務係に置くものとする。

3. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第 1 5 条第 3 項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に関する内閣府令（平成 2 7 年内閣府令 6 1 号。以下「内閣府令」という。）第 2 条に基づき、小牧岩倉衛生組合において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。当該課題の分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

なお、この目標は、小牧岩倉衛生組合において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものから順に掲げている。

- ① 平成33年度までに、課長補佐相当職の職員に占める女性割合を、平成26年度の実績0.0%より引き上げ2.5%以上にする。
- ② 平成33年度までに、全職員の年次休暇の平均取得日数を、平成26年度の実績8日2.4時間より引き上げ10日以上にするとともに、女性職員の年次休暇の平均取得日数を、平成26年度の実績10日5.7時間より引き上げ12日以上にする。
- ③ 平成33年度までに、全職員の平均超過勤務時間を、平成26年度の実績月平均6.0時間から縮減し、月平均5.5時間以下とし、女性職員の平均超過勤務時間を、平成26年度の実績月平均3.4時間から縮減し、月平均3.0時間以下にする。

4. 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組及び実施時期

3. で掲げた数値目標その他の目標の達成に向け、次に掲げる取り組みを実施する。

なお、この取り組みは小牧岩倉衛生組合において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものから順に掲げている。

- ① 平成28年度より、女性職員の知識・経験を深め、係長・課長補佐の各役職段階における活躍を図るため、小牧市開催の研修や女性職員を対象とする外部研修等へ積極的に参加できる体制を整え、研修参加により人材育成を行う。
- ② 平成28年度より、ワークライフバランス推進に資するような効率的な業務運営や良好な職場づくり、事務能力向上を重視した人事評価を実施する。
- ③ 平成28年度より、組織全体として年次休暇を取得しやすい環境づくりを行う。
- ④ 平成28年度より、時間外勤務を減らすよう業務の合理化・事務分担の見直しの検討、定時退庁日の徹底等を行う。